



# 人事委員会は、 公民比較方法を見直し、 賃金水準の回復改善を!



# 特別区の生活実態、物価上昇を踏まえた勧告で、他団体を下まわっている基本給の改善を!

## POINT1 町村よりも低くなった基本給を回復し、物価上昇に見合った賃金引き上げを!

2018年度の行政系人事制度改革による職の再編(8層制から6層制に。級格付の解消)に伴う職員構成等の変化が要因となり、2年連続で特別区人事委員会勧告は、大幅なマイナス勧告に陥りました。その結果、2019年は特別区だけが月例給の引き下げが行われ、その後もその回復はされず、ラスパイレス指数は98.9まで低下しています。不当な勧告により、民間・国・他団体より低い水準になった特別区の月例給について、その回復、改善を要請します。

また、東京都区部の消費者物価指数は、前年同月比で1.3%も上昇しています(2022年3月の中旬速報値)。4月以降も、物価が軒並み引き上げられる報道が続いています。

地方公務員法で、職員の給与決定要素の最初に挙げられているのは「生計費」です。勧告にあたっては、全国一の生計費負担を強いられている特別区職員の実情を精確に反映させ

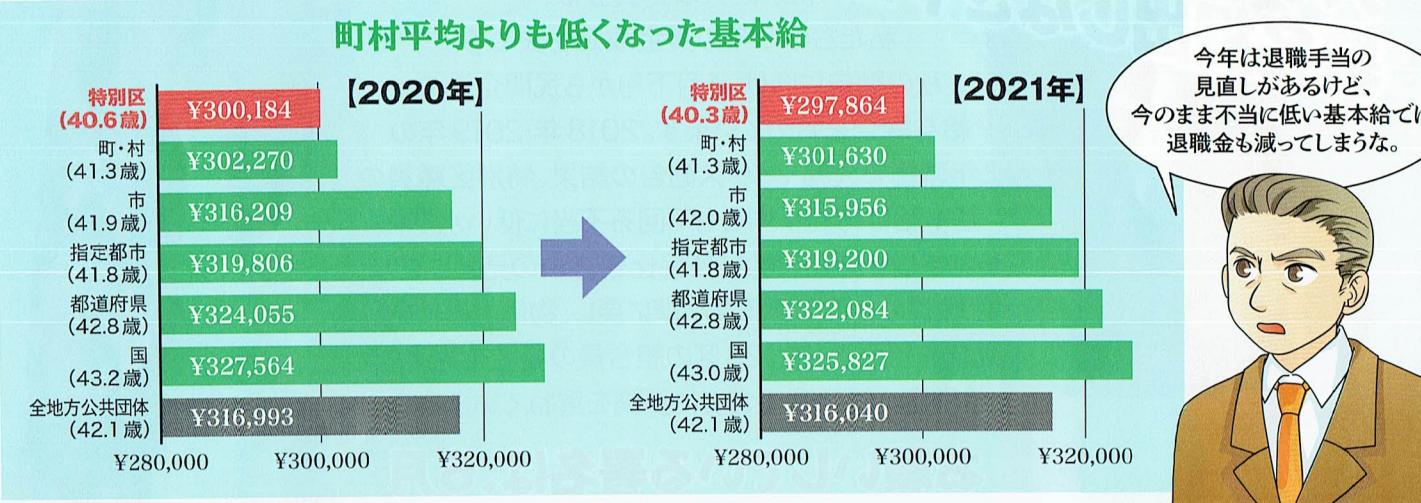
なければなりません。しかし、人事委員会の算出する「標準生計費」は、総務省の「家計調査」から算出した実生活支出と比べても大きな隔たりがあり、とても特別区職員の生活を反映しているとはいえません。

実生活の「生計費」を反映しない勧告によって、特別区の給料月額は、町村平均をも下回ってしまっているのです。

特別区の生活実態を反映した勧告を、要請します。

人事委員会勧告での標準生計費と実生活支出を比較すると		
実生活支出		
特別区	1都8県	全国平均
3.17人	3.21人	3.27人
434,774円	376,071円	338,638円

Why? → 2021年 総務省「家計調査」より 2021年 特別区人事委員会勧告



## POINT2 公民比較において「特例的な措置」の継続を!

人事委員会は、2019年の勧告においては、任命権者からの意見、職員構成の問題点などを指摘したうえで、現給保障者を公民比較の対象から除外して、マイナスの較差を大幅に圧縮する措置を行いました。

この「特例的な措置」は、特区連だけではなく、区長会の強い要望に基づいて実施されたもの



ですが、2020年以降の勧告において、一方的に「一時的」としたこと、「特例的な措置」に至った経過に背くものです。この措置を終了した場合、特別区の月例給は「均衡の原則」からさらに大きく逸脱することは避けることはできません。特例的措置は、現給保障者が解消するまで継続するべきです。

## POINT3 職級統合に対応した公民比較方法と企業規模の見直しを!

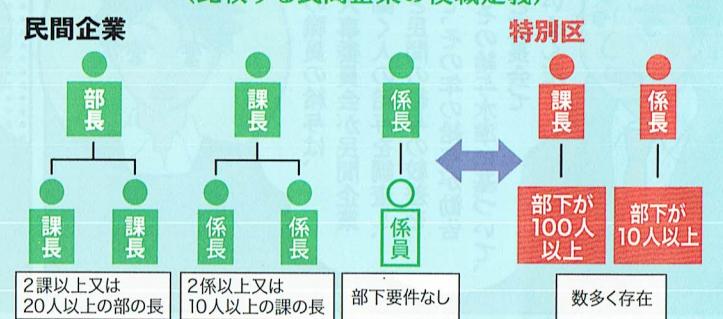
公民の給与の比較方法は、同じ年齢・学歴・役職段階同士で比較します。このため、職級統合による職員の級の移動は、公民較差算定に影響します。

2017年に行った行政系人事・給与制度の改正により、上位の級にいた職員の下位の級への移動は、年齢も給与も高い職員の移動となり、特別区職員の給与が高く算定されることになりました。本来なら、人事委員会は、制度変更前の特別区職員の給与水準との不均衡が生じないよう、級の職員構成等の変化に対応して公民比較方法を見直すべきだったのです。

また、人事委員会は、政府・人事院に追随し、民間給与実態調査の比較対象企業規模を「100人以上」から「50人以上」に引き下げました。この引下げは、特別区の職員の賃金水準も低く抑える結果を招いています。特別区と比較する企業規模は、特別区の規模や採用競合等から、「千人以上」とすべきです。

少なくとも、比較対象企業規模を「100人以上」に戻し、公民比較方法の見直しを、強く要請します。

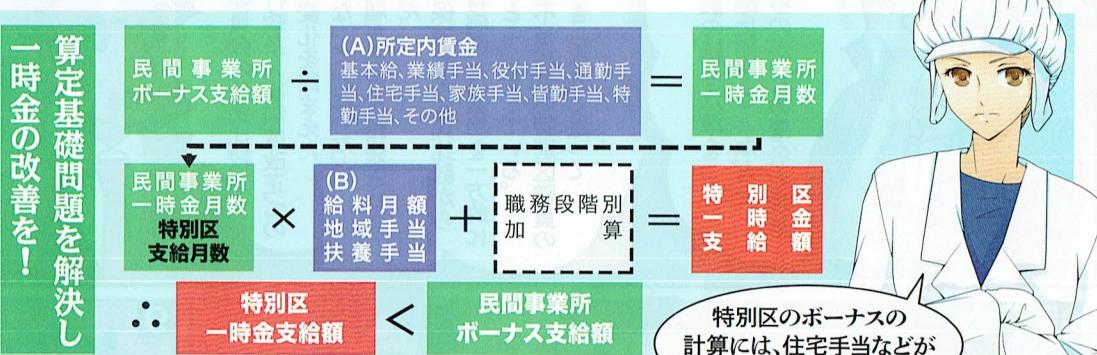
### 職責、職務の範囲を同じくする者で比較を! (比較する民間企業の役職定義)



## POINT4 算定基礎問題を解決し、一時金の改善を!

人事委員会は、民間事業所のボーナス支給額を所定内賃金で割って民間の支給月数を算出しています。図の(A)と(B)の算定基礎の違いを見直すと、2021勧告の4.45月は4.70月の計算になります。

公民同一の算定基礎で比較するよう、要請します。



## POINT5 60歳超は、雇用と年金の接続に見合う賃金水準を!

来年度から、定年引上げが段階的に始まりますが、その賃金は60歳時の7割水準であり、同一労働同一賃金に反します。

また、特別区の再任用フルタイム職員の賃金水準は、60歳時の6割未満です。この状態は年金が受給できるまで、最長5年も続くことになります。60歳超の賃金水準は、その収入だけで60歳台前半の生活を支えることができるよう、月例給の水準見直し、再任用の一時金支給月数の改善を要請します。

